

## 浜松市カネミ油症患者認定要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、カネミ油症患者対策の推進を図るため、カネミ油症患者の認定について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) カネミ油症被害 昭和43年に九州地方を中心に発生したダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。)が混入した食用油を摂取したことによる健康被害が生じた事件における当該健康被害をいう。
- (2) カネミ油症患者 カネミ油症被害を受けた者をいう。
- (3) 油症検診 カネミ油症被害を訴える者を対象とした行政機関の実施する検診をいう。
- (4) 診定 油症検診の項目を専門科目ごとに審査し、カネミ油症被害の有無等について総合的に判断することをいう。
- (5) 油症患者診定委員会 厚生労働省・平成14年10月25日施行「油症患者診定委員会について」において記述された油症患者診定委員会をいう。

### (油症検診)

第3条 油症検診を受けようとする者より市長に受診希望の申出があったときには、当該油症検診を実施する行政機関にその旨を報告するものとする。

### (認定手続)

第4条 カネミ油症患者として認定を希望する者から、カネミ油症患者認定申請書(第1号様式)にて申請があったときには、当該申請をした者(以下「認定申請者」)の診定を油症患者診定委員会に依頼するものとする。

### (認定等)

第5条 市長は、前条の規定による油症患者診定委員会からの診定報告に基づき、その必要があるときは、カネミ油症患者に認定する。

2 市長は、認定申請者に対し、第2号様式の1、2又は3により診定結果を通知する。

3 市長は、第1項の規定により認定をしたときは、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める様式によりその旨を通知する。

- ( 1 ) カネミ倉庫株式会社 ( 第 3 号様式 )
- ( 2 ) 油症患者診定委員会 ( 第 4 号様式 )
- ( 3 ) 厚生労働省医薬食品局 ( 第 5 号様式 )
- ( 4 ) 油症検診を実施した行政機関 ( 第 6 号様式 )

( 庶務 )

第 6 条 この要綱に定めた事項に係る事務は、健康福祉部生活衛生課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所

申請者

氏名



カネミ油症患者認定申請書

浜松市カネミ油症患者認定要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 氏 名

2. 性 別

3. 生年月日

4. 住 所

第2号様式の1(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

カネミ油症認定に係る診定結果について(認定)

この度、全国油症患者診定委員会から、貴殿の原因食品(カネミ油)の摂取状況、家族状況、過去の検診結果、臨床症状、経過、血液中ダイオキシン類の測定結果を含む 年度油症一斉検診結果について、油症診断基準と照らし合わせて総合的に検討した結果、油症と診定するとの報告を受けましたので、カネミ油症と認定します。

血液中ダイオキシン類は極めて微量であり、その測定には長時間を要することから、診定に時間を要したことを何卒ご理解ください。

担当  
電話

第2号様式の2(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

カネミ油症認定に係る診定結果について(経過観察)

この度、全国油症患者診定委員会から、貴殿の原因食品(カネミ油)の摂取状況、家族状況、過去の検診結果、臨床症状、経過、血液中ダイオキシン類の測定結果を含む 年度油症一斉検診結果について、油症診断基準と照らし合わせて総合的に検討した結果、油症と診定するに至らなかったものの経過観察が必要との報告を受け、経過観察が必要と判断しました。

血液中ダイオキシン類は極めて微量であり、その測定には長時間を要することから、診定に時間を要したことを何卒ご理解ください。

担当  
電話

第2号様式の3(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

カネミ油症認定に係る診定結果について(診定なし)

この度、全国油症患者診定委員会から、貴殿の原因食品(カネミ油)の摂取状況、家族状況、過去の検診結果、臨床症状、経過、血液中ダイオキシン類の測定結果を含む 年度油症一斉検診結果について、油症診断基準と照らし合わせて総合的に検討した結果、油症と診定するに至らないとの報告を受け、油症と診定するには至らないと判断しました。

血液中ダイオキシン類は極めて微量であり、その測定には長時間を要することから、診定に時間を要したことを何卒ご理解ください。

担当  
電話

第3号様式(第5条関係)

第 号  
年 月 日

カネミ倉庫株式会社  
代表取締役社長 様

浜松市長

カネミ油症患者の認定について(通知)

年 月 日付けで、下記の者を新たにカネミ油症患者に認定しましたので、お知らせします。

記

氏名

性別

生年月日

住所

担当  
電話

第4号様式(第5条関係)

第 号  
年 月 日

全国油症治療研究班・追跡調査班  
油症患者診定委員会委員長 様

浜松市長

カネミ油症患者の認定について(通知)

貴委員会の診定結果を受け、 年 月 日付けで下記の者をカネミ油症患者と認定しましたので、お知らせします。

記

氏名

性別

生年月日

住所

担当  
電話



第5号様式(第5条関係)

第 号  
年 月 日

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部企画情報課長 様

浜松市長

カネミ油症患者の認定について(通知)

年 月 日付けで、下記の者を新たにカネミ油症患者に認定しましたので、  
お知らせします。

記

氏名

性別

生年月日

住所

担当  
電話

第 6 号様式(第 5 条関係)

第 号  
年 月 日

検診をした自治体の長 様

浜松市長

カネミ油症患者の認定について（通知）

年 月 日付けで、下記の者を新たにカネミ油症患者に認定しましたので、お知らせします。

記

氏名

性別

生年月日

住所

担当

電話